

別表2 水質管理目標設定項目の検査頻度

番号	項目名	基準値	検査回数(回/年)	
			配水区	
			中央	その他
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	2/1	1/1
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下	2/1	1/1
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	2/1	1/1
4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	2/1	1/1
5	トルエン	0.4mg/L以下	2/1	1/1
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	2/1	1/1
7	亜塩素酸	0.6mg/L以下	—	—
8	二酸化塩素	0.6mg/L以下	—	—
9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下	2/1	1/1
10	抱水クロラール	0.02mg/L以下	2/1	1/1
11	農薬類	1以下	—	—
12	残留塩素	1mg/L以下	—	—
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L~100mg/L	2/1	1/1
14	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	2/1	1/1
15	遊離炭酸	20mg/L以下	2/1	1/1
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	2/1	1/1
17	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	2/1	1/1
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	2/1	1/1
19	臭気強度(TON)	3以下	2/1	1/1
20	蒸発残留物	30mg/L~200mg/L	2/1	1/1
21	濁度	1度以下	2/1	1/1
22	pH値	7.5程度	2/1	1/1
23	腐食性(ランゲリア指数)	0~-1	2/1	1/1
24	従属栄養細菌	2000個/mL以下	2/1	1/1
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	2/1	1/1
26	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	2/1	1/1
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタノール	0.0005mg/L以下	2/1	1/1

※配水区のその他とは「寺山」「第二農場」「泉」「西部」「片岡」です。

※「亜塩素酸」「二酸化塩素」は、本市では二酸化塩素を使用していないため検査を行いません。

※「農薬類」は、原水で検査します。

※「残留塩素」は、毎日検査として検査を行うため省略します。

※中央配水池については、近隣の状況や過去の検査結果から判断し、1年に2回検査を行います。